

## 宮崎県港湾審議会条例（昭和49年4月1日条例第22号）

### （設置）

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第35条の2の規定に基づき、宮崎県港湾審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 法第3条の3第1項及び第8項の港湾計画に関すること。
- 二 法第43条の5第1項に規定する港湾環境整備負担金に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項に関すること。

### （組織）

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 港湾の利用者を代表する者
- 三 関係市町村の長
- 四 県議会議員
- 五 関係行政機関の職員
- 六 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 臨時委員は、前項各号に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、その任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### （会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が会長に諮って招集し、部会長が議長となる。

5 第5条第2項及び第3項並びに第6条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事15人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補助する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号の規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和49年7月規則第34号で、同49年7月26日から施行)